

### 雇用管理研修のお知らせ

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」第5条では、「事業主は、建設事業を行う事業所ごとに（中略）、雇用管理責任者を選任しなければならない」と定めています。さらに、同法第5条第3項では、「事業主は、雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせる等第一項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るよう努めなければならない」としています。

このため、国において労働者の募集、雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得及び向上を目的とした雇用管理研修を開催しています。

今年度後期の日程は以下のとおりです。

#### ○基礎講習

建設労働者雇用改善法に定める雇用管理責任者等を対象として、労働者の募集、雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得を目的とした研修です。

9/11、10/1、10/16、10/31、11/14

11/25、12/5、12/17

各回：9：30～17：00

※上記日程のほかオンライン講習があります。

#### ○コミュニケーションスキル等向上コース

相談しやすい若手先輩職員が少ない若年労働者と熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術や技能を習得する前に離職する若年者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得することを目的とした研修です。

9/10 9/30 10/24 11/19 12/4



各回：13：00～16：30

会場は

太字表記の日程は

神奈川県建設会館（横浜市中区太田町）

それ以外は

万国橋会議センター（横浜市中区海岸通）

詳細・お申込み・お問合せ

【雇用管理研修 専用Webサイトで検索】

### 化学物質管理セミナーの開催

神奈川県労働局主催で下記の化学物質管理のセミナーが開催されます。

日時 10月7日（月）13：20～16：00

場所 茅ヶ崎市民文化会館大ホール

内容 ①最近の化学物質管理の傾向とこれまでの問題事例から見た労働基準監督署の指導視点（神奈川県労働局健康課担当官）②気軽にできる化学物質の対策について（労働安全衛生総合研究所化学物質管理部長山本健也）③神奈川県産業保健総合支援センターが推進する化学物質無料支援

お問合せ先

神奈川県労働局健康課

045-211-7353

神奈川県産業保健支援センター

045-410-1160

申込み↓



無料

### 全国労働衛生週間の用品

今年も全国労働衛生週間にかかるポスターそのほかの用品を建災防で作成し、販売しております。

ポスターNo1のモデルは菅井友香さんで、ポスターNo2には今年のスローガン「推してます みんな笑顔の健康職場」が記載されています。



## 支部行事予定

#### 支部表彰選考委員会

時：9月12日 15：00

所：建設会館411会議室

#### 第61回全国建設業労働災害防止大会

時：10月3日4日

所：東京ビッグサイトほか

#### 編集委員会

時：10月10日 14：00

所：建設会館411会議室

#### 正副運営委員長・部会長会議

時：10月10日 15：00

所：建設会館411会議室

#### 正副支部長・分会長会議

時：10月15日 15：00

所：建設会館411会議室

#### 運営委員・分会事務局合同会議

時：10月24日 15：00

所：建設会館講堂

#### 第59回神奈川県建設業労働災害防止大会

時：11月7日 14：30

所：横浜市西公会堂

#### 第2回理事会

時：12月2日 15：00

所：建設会館講堂

# 建災防神奈川支部ニュース

No.578 令和6年9月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaihoukanagawa.com/>

## 令和6年度（第75回）「全国労働衛生週間」に当たって



藤枝 茂

神奈川県労働局

局長

建設業労働災害防止協会神奈川支部の皆様には、平素から労働基準行政の運営に多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場における自主的な労働衛生管理活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、昭和25年以来毎年続けられ、今年で75回目を迎えることとなりました。

令和5年の神奈川県下の業務上疾病の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症を除くと662人となっており、そのうち7割近くを腰痛が占めております。また、過労死等の労災認定件数も、特に精神障害において増加傾向にあります。

労働者の健康をめぐる状況は、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率の上昇や、疾病を抱えながら働く労働者の増加、また、女性の就業率の上昇による働く女性の健康問題などへの対応が課題となっておりますが、高齢者や女性の活躍推進に積極的に取り組む建設業の皆様方におかれましては、これらの課題に対して、職場全体の理解を深める積極的な取組が重要と

なります。

さて、本年度の全国労働衛生週間は、「推してます みんな笑顔の健康職場」をスローガンとして、10月1日から10月7日までを本週間、本週間の実効性を上げるために9月を準備期間として実施します。

今年度の実施要綱に基づき、本週間中は、経営トップによる職場巡視等労働衛生に関する意識の高揚を図る取組をお願いいたします。

また、準備期間中は、時間外・休日労働の削減など過重労働による健康障害防止対策をはじめとして、メンタルヘルス対策の一層の推進、エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた転倒・腰痛災害の予防的取組、化学物質や石綿による健康障害防止対策、熱中症予防、酸欠や一酸化炭素中毒の防止などについて、日常の安全衛生活動の総点検をお願いいたします。

さらに、令和6年5月に示された「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づき、個人事業者に対する安全衛生教育に関する情報提供等注文者としての取組も実施事項の一つとされていることに御留意願います。

全国労働衛生週間を契機として、皆様方の職場の安全衛生水準が向上し、少しでも安心して働ける職場につながることを祈念して、私からのメッセージとさせていただきます。

# 神奈川県労働局安全衛生表彰式が開催されました。

- 厚生労働大臣 奨励賞  
安全衛生に関する水準が優秀で、他の模範になると認められる事業場
- 神奈川県労働局長 優良賞 安全確保対策  
地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で他の模範であると認められる事業場又は企業
- 神奈川県労働局長 功績賞  
地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に貢献をした個人
- 神奈川県労働局長 安全衛生推進賞  
地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人

## 厚生労働大臣表彰

厚生労働大臣表彰  
奨励賞（安全確保）  
大和ハウス工業株式会社東京本店  
（仮称）殿町プロジェクトIV新築工事



厚生労働大臣表彰  
奨励賞（安全確保）  
川田建設株式会社東京支店  
（修）上部工補強工事3-210



厚生労働大臣表彰  
奨励賞（安全確保）  
株式会社竹中工務店横浜支店  
アマダグローバルイノベーション  
センター改修工事



## 神奈川県労働局長表彰

神奈川県労働局長表彰  
優良賞（安全確保）  
鹿島建設株式会社横浜支店  
横浜市旧市庁舎街区活用事業  
既存建設解体工事



神奈川県労働局長表彰  
優良賞（安全確保）  
鹿島建設株式会社横浜支店  
旭化成水電解パイロット試験  
設備建設工事



## 個人賞

神奈川県労働局長  
功績賞  
千葉 和彦  
木造家屋建築工事等災害防止  
協議会横須賀地区会前会長



神奈川県労働局長  
安全衛生推進賞  
江田 守  
建設業労働災害防止協会神奈川支部  
横浜北分会



神奈川県労働局は7月5日、横浜地方合同庁舎一階共用会議室において、令和6年度神奈川県労働局安全衛生表彰式を開催しました。

建設関係での表彰は厚生労働大臣の奨励賞（安全確保）の伝達が3事業場、神奈川県労働局長による表彰が2事業場で個人賞は2名が受賞されました。

表彰式で藤枝神奈川県労働局長から挨拶が行われ、「それぞれの分野において、安全第一、人命尊重の理念のもと、長年にわたり労働災害の防止、職場環境の改善などに対する、日頃からのたゆまぬ御努力の積み重ねが、本日の受賞へと開花したもので、深く敬意を表します」と挨拶し、特に建設業などでの労働災害が大幅に増加している傾向を鑑み、受賞者らが「労使が安全第一の理念のもと、潜在する職場のリスクを低減するなど、高い安全衛生水準を構築することで、事業場から災害をなくすことができることを、身をもって示されている」ことを評価し、今後も地域における安全文化の熟成に、お力添えをいただきたいと要請されました。



## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局 令和6年7月末現在

年	署												
	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年	32	11	28	23	35	42	31	24	17	35	34	42	354
	(1)				(1)	(1)							(3)
前年	33	16	24	34	21	52	38	37	17	32	19	40	363
			(1)	(1)		(2)		(1)				(2)	(7)

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。コロナ感染によるものを除いている。

## ☆死亡災害発生状況☆

神奈川県労働局 令和6年8月28日現在

業種	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	年 (令和6年)	前年同期 (令和5年)	前々年同期 (令和4年)	令和5年	令和4年	令和3年
製造業	2	2 (1)		4 (1)	2	8
建設業	3	12 (1)	6 (1)	16 (1)	9 (1)	21 (2)
交通運輸業						
陸上貨物運送事業	3 (2)	3	2	9 (3)	6 (1)	2
港湾荷役業		1		1		
商業	2 (1)		5 (1)		6 (2)	3 (2)
清掃・と畜業	1	2	4	3	4	1
その他	2	8 (2)	2 (1)	9 (2)	3 (2)	14 (5)
合計	13 (3)	28 (4)	19 (3)	42 (7)	30 (6)	49 (9)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

## ☆死亡災害の概要☆

神奈川県労働局 令和6年8月28日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 17時頃	その他の建設業 (1次下請) ～9人 25～30歳	化学設備 有害物等との接触	ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコップで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことで酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。
2	3月 11時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 20～24歳	足場 墜落、転落	足場の解体作業中、足場の資材を、上から下に受け渡し、作業がひと段落したところで、被災者が持ち場を離れたところ、足場上（高さ約10m）から墜落した。
3	7月 16時頃	土木工事業 (2次下請) ～9人 20～24歳	締固め用機械 墜落、転落	別頁掲載

## 令和6年度 神奈川県木建協総会を開催



神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会の令和6年度の総会が6月28日建設会館講堂で開催されました。総会には、来賓に神奈川県労働局の塚田和男安全課長、同局関川晃地方産業安全専門官、並びに黒田憲一建設防神奈川支部長を迎え、会員13人が参加しました。（委任状12人）



米田木建協会長

米田会長は、昨年木造建築工事において死亡災害が3件発生していることについて建災防会員の完成工事高と木建の完工高を比較して考えると多過ぎであることを強調し、「木建工事現場はどこの団体にも加入していない、アウトサイダーの人達がまだ多く、現場パトロールの指導も難しい面が認められるので、各地区会においては、現場の指導

はご苦労が多いでしょうが、今後とも、墜落・転落災害の防止を重点とした、粘り強い丁寧なご指導をお願いします。」と結ばれました。

来賓の祝辞で黒田支部長は昨年の県内における建設業の災害が東京についてワースト2であり、休業災害等も増加傾向にある現状を踏まえ



黒田支部長

「建設業での死亡災害をなくすには、木建における墜落転落事故を無くすことが必須である」として、引き続き木建協の活動の強化を呼び掛けました。

審議されたのは①令和5年度の事業報告承認に関する件、②令和5年度決算報告承認に関する件、③令和6年度の事業計画（案）承認に関する件、④令和6年度収支予算（案）承認に関する件、⑤役員候補者の選考についてです。

令和5年度には木造建築工事において墜落転落により2名の方が亡くなっていますが、過去を振り返ってみても災害の大半は墜落転落によるものであることから、令和6年度についても墜落転落災害防止を重点に活動することとし、役員については米田会長以下支部長の要請もあり、続投することで原案どおり承認されました。

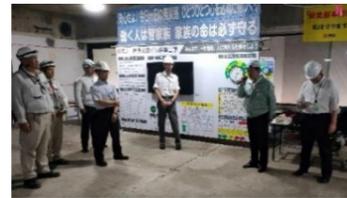
## 7月に発生した建設業の死亡災害の概要

7月 16時頃	土木工事業 民間 ～9人	締固め用機械 墜落、転落
<p><b>【発生状況】</b> 生産緑地部の整地箇所において、被災者が締固め用機械（ローラー）を運転し、地面の転圧作業を行っていたところ、法面約1.8メートルの高さから当該機械ごと転落し、運転していた被災者の頭部が地面と当該機械にはさまれた。 20～24歳（2次下請）</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 ローラー車を用いて作業を行うときは、転落等の危険を防止するため、あらかじめ作業場所の調査を行い、作業場所の状態に適応した作業計画（運行経路、作業方法等）を定めて作業者に周知し、当該作業計画により作業を行わせること。 2 ローラー車の転落等の危険を防止するため、誘導者を配置して誘導を行わせ、又は転落危険箇所等に標識を設置する等により、運転者に危険箇所を認識させること。</p>		

## 神奈川県労働局との情報交換会を開催

7月23日（火）ローズホテル横浜において、神奈川県労働局幹部と建設防正副支部長、分会長、運営委員役員とで情報交換会を行いました。

この情報交換会は毎年実施されているものですが、本年度においては、会に先立って鹿島建設(株)横浜支店で施工する鹿島建設(株)旧横浜支店解体工事現場



を池内労働基準部長はじめ千葉横浜南署長、労働局幹部と黒田支部長ほか役員とで見学を行いました。

見学後、ローズホテル横浜に会場を移動し、情報交換会を開催したものです。

黒田支部長の冒頭の挨拶では建設業界で労働時間の上限規制が現実的に適用されていることや担い手の確保、定着といった課題に対峙していることを踏まえ「将来の担い手となる若年労働者を確保し、定着させていくことは極めて大きな課題であり、業界をあげて安全、安心な職場環境作りは避けて通れない課題です、そのためにも忌憚のない情報交換をお願いします」と結びました。



藤枝労働局長

藤枝労働局長からは、昨年の6月から9月の夏季において、8人もの死亡災害が発生したことを踏まえ「この時期は、より一層、熱中症予防や、墜落・転落災害防止をはじめとする安全対策を、確実に展開していくことが必要であると感



じております。

皆様方におかれましては、各現場において、危険有害要因を敏感に察知し、実効性のあるリスクアセスメントを実施していただくよう、引き続き、現場への指導・支援について、よろしくご協力をお願いします」と結ばれました。

その後、会議の前に見学した鹿島建設(株)の佐藤現場所長から近隣・安全に配慮した低振動・低騒音での解体工事(スラッシュカット工法を一部利用したカットダウン工法)と題して発表を受け、市街地における解体工事の難しさなどの労苦について意見交換を行い、池内労働基準部長から講評があり、最後に松田監督課長、塚田安全課長、畑野健康課長から最近の労働行政の動向についての説明がありました。



佐藤現場所長



セーフティリボン良好

## 正副支部長・分会長会議を開催

7月23日ローズホテル横浜にて、正副支部長・分会長会議が行われました。

主な議題は①創立60周年記念全国建設業労働災害防止大会（東京）大会の開催について、②令和6年度の支部表彰について、③第59回神奈川県建設業労働災害防止大会開催についてです。

東京大会については、本部からの資料により内容を確認し、分会からの参加目標数を確認しました。

表彰に関しては、支部大会における分会の割り当て等が確認されました。

第59回の支部大会に関しては、7月11日に行われた正副運営委員長・部長会議での検討の結果を受けて、開場2時、開会2時30分の通常スタイルで開催することとし、特別講演については、これまでの経緯を踏まえ、労働基準部長の講演と特別講演として今年の4月から再開されたNHKの新プロジェクトXで紹介された東北の三陸鉄道復旧の工事について発表を依頼する、という方向で今後準備をすることとしました。

# 建設業におけるこれからの労働衛生対策（全国労働衛生週間特集）



9月1日から準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国労働衛生週間が展開されます。今年のスローガンは「推してます みんな笑顔の 健康職場」とされ、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生意識を高め、職場での自主的な労働衛生管理活動を一層促進するものです。併せて、本年4月1日からリスクアセスメント対象物質を取り扱う建設工事現場等では「化学物質管理者」や「保護具着用管理責任者」を選任して化学物質のばく露防止を行わねばなりません。今回は神奈川県労働局労働基準部健康課長のご協力を得て、今後の建設業における衛生対策、法制度の概要などについて座談会形式でお聞きしました。



## 事務局

暑い夏も9月を迎えましたが、今年の熱中症の状況はどうでしょうか。

## 健康課長

熱中症対策については、あらゆる機会を通じて周知を図っていますが、今年も梅雨明け以降は高温多湿な気候が続いたため休業災害も7月以降に報告件数が増加し、全国的には7月の死傷者数計は最多になっています。

今年は残暑も厳しいようですが、熱中症は屋内においても高温・多湿になる場所では発生リスクが高く、少しでも体調に異変を感じたら早期に対処することが重要です。



## 事務局

さて、早速ですが、熱中症に関連して質問が来ています。「一つの現場で熱中症で気分が悪くなった者が3人出て、念のため病院に行かせて治療を受けさせました。特別な報告が必要でしょうか」というものです、災害統計で休業にかかわらず3人以上発生すれば重大災害と聞いていますが、この点どうなんでしょうか。

## 健康課長

職場や現場で労働災害が発生した場合は、休業が4日以上の見込みになる場合は様式第23号で、休業が1日から3日の見込みの場合は様式第24号による報告が必要になります。

休業がない場合は、報告の義務はありませんが、一度に3人の方が被災したとなると社会的にも注目されるので、所轄の労働基準監督署に電話して指示を仰いでください。

## 事務局

暑い日が続くとうこういったケースも増えるでしょうね。

## 健康課長

最近の高温多湿な日本の夏季では、熱中症の発生を0にすることは難しいところですが、万一熱中症が発症しても早期に適切な処置をすれば軽症で済みます。熱中症を発症してすぐに病院に搬送したら、夕方には歩いて自宅に帰れたという例が多くあります。

現場で作業をする方も管理者も、熱中症の正しい知識を持って対処してほしいと思います。

## 事務局

続いての質問ですが、今年の4月から法改正に

より適用されている保護具の関係規定について、保護具着用管理責任者を選任する必要がある事業場は、化学物質のリスクアセスメント対象物を取り扱う事業場であって、リスクアセスメントの結果保護具を使用することが選択された場合と聞いています。

トンネルなどの現場では粉じん対策のため粉じんマスク等を着用していますが、粉じんはリスクアセスメント対象物ではないので選任の義務はないということでしょうか。

また、選任するにあたって、石綿作業主任者などの資格は該当しないのでしょうか、というものです。

## 健康課長

ご質問のとおり、令和6年4月1日から選任が必要となった保護具着用管理責任者については、労働安全衛生規則第12条の6に基づき、化学物質管理者を選任した事業者が化学物質のリスクアセスメントを行って、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任しなければなりません。

## 事務局

粉じんに関しては違う条文になるのですか。

## 健康課長

粉じん作業に関しては、従来から粉じん障害予防規則において防じんマスクの装着が必要な作業が定められており、防じんマスクの装着や管理が適正に行われるように保護具着用管理責任者を選任することが通達で定められていました。

ところが、令和4年からの化学物質に関する法改正において、化学物質のリスクアセスメントの結果から保護具を使用させるときに、その保護具の管理において保護具着用管理責任者を選任するように定められたことから、先ほど述べた粉じん作業における保護具を管理する責任者と名称が同じになってしまいました。

従って令和6年3月に通達を改正して、防じんマスクを装着して粉じん作業を行うときの防じんマスクの管理をする者については、粉じん保護具着用管理責任者を選任するように名称を変更しました。

これより、現場における防じんマスクの管理において責任者を選任する必要があることについては従来と変わりはなく、名称だけ変わったと理解してください。

## 事務局

あらためて化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときに選任する保護具着用管理責任者の選任要件について整理しますとどうなっていますか。

## 健康課長

保護具着用管理責任者の選任要件としては、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者とされており、建設業者に身近なところでは、労働衛生コンサルタント試験合格者、第一種衛生管理者免許保有者、作業主任者等の資格者に加え、安全衛生推進者の講習を受けた者が例示されています。

## 事務局

作業主任者の資格を持っている人はどうでしょうか

## 健康課長

作業主任者の資格を有する者も該当しますが、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、有機溶剤の作業主任者の資格に関しては無条件で資格要件に該当しますが、それ以外の作業主任者に関しては当該資格を取得した後一年以上安全衛生の実務に従事した経験があれば、安全衛生推進者の選任と同等になります。

## 事務局

次の質問ですが、石綿の管理の関係で、集合住宅に宅配ボックスを取り付ける工事業者の方から、一般建築物石綿含有建材調査者の講習を受けないといけないでしょうか、というものです、再度必要な条件を整理していただけますか

## 健康課長

石綿は使用が原則禁止になっていますが、日本では石綿が残っている既存の建物が多く、その建築物の解体作業を行えば作業者が石綿にばく露するおそれがありますので、事前に石綿の有無を調べることが重要です。

石綿障害予防規則では、事前調査の対象となる作業を「建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む）の作業」と整理しています。

ただ、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであることから、対象となる作業には該当せず、事前調査を行う必要はないとされている作業があります。

その中に例示されているものとして、「釘を打って固定をする、または刺さっている釘を抜く等、材料に石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業」というのがあります。

## 事務局

宅配ボックスを固定するのがこの内容に該当するなら事前調査の必要はないということですね。

## 健康課長

ただし、その条件で、電動工具等を用いて石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は調査対象作業となると例示されていま



すので、エアコンのダクトなどのための穴を開けるような作業は事前調査が必要です。

## 事務局

表面に仕上げ材などの加工をしていないコンクリートに釘やねじなどで固定する作業であれば調査対象でない可能性はあるということですね。

## 健康課長

そうですね。石綿の危険性については皆様も十分承知していると思いますので、作業を行うにあたって発じんする可能性がほとんどないと言い切れないのであれば、作業を行う対象物に石綿が含まれているか事前に調べてから作業を行うのが安全であると考えられます。

なお、事前調査については、現在は建築物等について有資格者による事前調査が義務化されていますが、令和8年1月1日から工作物についても有資格者による事前調査が義務化されます。

## 事務局

工作物についての調査対象は前にも支部ニュース等で取り上げましたが、建災防では本部を中心に、改正施行に向けて必要となる資格を取得するための講習会の開催を準備しています。

さて、今月は全国労働衛生週間の準備期間で、来月1日から7日まで全国労働衛生週間の本週間ですが、今年のスローガンは「推してます みんな笑顔の 健康職場」です。

今年の全国労働衛生週間で重点となる対策などはいかがでしょうか。

## 健康課長

スローガンにある「健康職場」については、年々重要性を増してきているところですが、その背景をみると一般健康診断の有見率の上昇があげられます。

一般健康診断を実施して何らかの所見があった人の割合は約6割になっており、3人に2人は何らかの所見、言い換えれば基準値を超えていたり、治療中であったりするわけです。

これは大変なことで、職場を見渡して半分以上の人が有所見ということになります。

## 事務局

有所見と言っても、血圧が少し高かったり、中性脂肪の数値が少し悪かったりという程度であれば、様子を見る程度でよいのかなと考える人もいますが。

## 健康課長

基準値を超えているということは、そのまま放置しているとか何らかの疾病につながっていくという意味です。

自分も数年前にある疾病が見つかり、その後は定期的に病院を受診してこれ以上悪化しないように治療を続けていますが、健康診断では以前から有所見とされており、「これからはずっと治療を続けたいと取り返しがつかない状況になるんだ

な」と思いました。

でも、表向きは自分の疾病は他人にはわかりませんし、日常生活では不便はありませんが「これ以上悪化したらどうしよう」という不安はありますし、定期的に病院に通ったり日常生活での服薬は負担になっています。

## 事務局

その人の持病や有所見については、話してくれないとわからないことが多いですし、また話してくれてもどのように配慮したらよいか分からない場合が多いのではないのでしょうか。

## 健康課長

健康診断の結果や本人の治療歴などについては、プライバシーの関係からも本人の意思が十分尊重された上で、職場での対処が求められると思います。

職場を管理すべき人は部下の意見を聞きながら、本人の仕事のパフォーマンスが制限されないような職場環境を整えていくべきだと思います。

また、最近増加している転倒災害や夏季の熱中症などにおいても、被災者に持病があたり健康診断で有所見の項目があって、それが災害要因の一つになっている場合があります。

健康診断で有所見とされた場合には放置せずに、二次健診や治療をきちんと受けてほしいと思います。

## 事務局

健康職場を作っていくにはどのようなことに気を付ければよいでしょうか。

## 健康課長

「健康職場」の反対用語を考えるとしたら「不健康な職場」であると思います。

「不健康な職場」と言えば皆さんも想像がつくのではないのでしょうか。そして「不健康な職場」を想像したときに、その想像される要因を取り除いていけば「健康職場」になっていくと思います。

また、職場の様々な要因に対する感覚は人によって差がありますので、職場の一人一人を見ていく必要があります。

そのためには健康診断やストレスチェックはとても重要です。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」でもありますので、健康診断やストレスチェックを実施して、職場がどのような状況なのかを確認して職場の改善につなげていってほしいと思います。

職場において「不健康な職場」の要因をなくして「健康職場」になれば、自然と「みんな笑顔」になっていくと思います。

## 事務局

いいお話で最後はまとまりましたね。本日はありがとうございました。

## 健康課長

こちらこそ、まだ暑さは続きますのでご注意ください！

